

令和 3 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 3 年 9 月 6 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 3 年 9 月 6 日 (月) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 3 年 9 月 6 日 (月) 1 1 時 1 3 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 小 川 真 一 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局議会係長 田 中 晴 美

会 議 録

令和 3 年第 3 回定例会

[開会日]

令和 3 年 9 月 6 日 (月)

議 長	総務課長
総務課長	改めまして、おはようございます。 令和3年第3回筑前町議会定例会の開会に先立ちまして、町民憲章の朗読を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 皆様、ご起立願いたいと思います。 町民憲章の朗読につきましては、私のほうで本文を朗読いたしたいと思います。よって、皆様は黙読でご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 以上です。 ご協力ありがとうございました。
開会・開議	
議 長	それでは、おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和3年第3回筑前町議会定例会を開会いたします。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番 木村博文議員及び12番 河内直子議員を指名いたします。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日9月6日から17日までの12日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から9月17日までの12日間と決定をいたしました。
日程第3	
議 長	日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和3年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 さて、コロナウイルス感染症拡大による不要不急の外出自粛など、緊急事態宣言の中での定例会開催でございます。 現在筑前町では、ワクチン接種に収束の希望を託し、町全体の第1目標に掲げ、事務に進捗しているところでございます。また、国の新型コロナ対策地方創生交付金につきましては、現状の厳しい状況下にある方々の支援を第一にしながらも、コロナ後の新しい社会をも視野に置き、事業の検討と促進を図ってまいります。

	一方で、国勢調査による人口の速報値が公表されまして、令和3年度の交付税算定の基礎数値となっております。町財政課の試算によりますと、人口増も要因の一つとしての交付税反映額が約1億6,000万円の増額となりました。さらに、上下水道の使用料金も増収となりますので、人口問題は町の活性化と財政問題にも大きく影響を与えるものであります。このような状況を踏まえ、コロナ感染症対策、豪雨災害等のピンチをもチャンスにとの思いで、住民の皆様と共にまちづくりを推進してまいり所存でございます。 それでは、本日提案します議案等18件の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 報告第5号、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法の規定により報告するものです。 報告第6号、令和2年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。 報告第7号、令和2年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても、同じく公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。 承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、8月20日付で専決処分した令和3年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について報告し、承認を求めるものです。一般会計補正予算（第5号）は、補正額9,380万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ124億1,893万8,000円としています。 議案第25号、財産の取得につきましては、庁舎等に設置する顔認証サーマルカメラを取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第26号、財産の取得につきましては、校務用ノートパソコンを取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第27号、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第28号、筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第29号、令和3年度筑前町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正額3億3,997万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ127億5,891万5,000円とするものです。増額補正する主なものは、先進的な営農技術及び機械・施設整備の導入を支援するための水田麦・大豆産地生産性向上事業1億2,659万3,000円、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業2,920万1,000円などを追加するものです。 議案第30号、令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
--	--

	につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,291万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,566万8,000円とするものです。 議案第31号、令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,804万4,000円とするものです。 認定第1号から認定第7号につきましては、筑前町の一般会計と6つの特別会計等の合計7会計の令和2年度決算の認定についてであります。いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最少の経費で最大の効果をあげるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては、先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の決算審査意見書のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思います。 また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思いますので、そのときによりしくお願い申し上げます。 以上が本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。 よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 報告第5号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を議題とします。 説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	おはようございます。 議案書3ページをお願いします。 報告第5号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。 それでは、お手元に別冊資料を2冊配付しておりますが、そのうち報告第5号関係、添付資料1、第13期決算報告書をお願いいたします。 なお記載の金額につきましては、全て税抜金額で記載されていることを申し添えます。 まず、2ページの貸借対照表の左側、資産の部でございます。 流動資産の合計は1億4,548万7,525円。内訳は以下に記載されています現金及び預金から未収入金の合計です。 次に、固定資産として合計2,150万5,568円です。内訳として、有形固定資産2,109万7,174円、無形固定資産35万1,334円、投資その他の資産5万7,060円でございます。このうち、有形固定資産の建物及び建物附属設備につきましては、レストランや弁当工房の固定資産でございます。 以上、資産の部合計として1億6,699万3,093円となっております。 次に、右側の負債の部でございます。

	流動負債の合計は4,856万839円であり、内訳は買掛金から未払消費税まで記載のとおりです。 次に、純資産の部につきましては、当期資本金4,100万円であり、前期から額の変更はありません。 次に、利益剰余金7,710万2,254円は、前期までの利益準備金1,004万1,000円及び任意積立金4,411万8,009円と、当期の繰越利益剰余金2,294万3,245円の合計です。 以上により、第13期の純資産の合計は1億1,810万2,254円であり、負債及び純資産の部の合計は1億6,699万3,093円となっています。 続きまして、3ページの損益計算書です。 純売上高合計3億825万6,824円でございます。 なお、直売所の売上げにつきましては、税法上、受託販売手数料収入として7,971万3,907円の計上がなされています。 次に、売上原価合計1億7,857万5,210円は、商品仕入れや当期製品製造原価などの諸経費でございます。 以上、純売上高から当期売上原価及び販売費及び一般管理費1億2,023万8,267円などを差し引きしまして、営業利益1,104万4,978円でございます。 次に、営業外収益の合計は816万2,023円ですが、主なものは取扱手数料収入、補助金収入などでございます。また、営業外費用は3万8,130円となっております。以上をトータルして、経常利益1,916万8,871円となり、法人税等を差し引き、当期純利益が1,378万5,671円の決算となっているところでございます。 なお、4ページには先ほど説明しました販売費及び一般管理費の内訳が記載されています。 次のページ、5ページには、直営製造部門の製造原価報告書が記載をされています。 6ページ、7ページには、決算に関する関係資料、8ページに監査意見書の添付がなされています。 以上で株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 12番 河内議員
河内議員	純利益というか、1,104万円の利益があって賞与を23%カットしているのはなぜでしょうか。
議 長	もう一度いいですか。聞こえなかったそうです。
河内議員	1,104万円以上の純利益があって賞与を23%カットしていますが、それはどうしてですか。 しなかった場合、賞与の額はどれくらいになるのでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 当期純利益は1,378万5,671円ということで、これがこの会社の税金を引いた純利益となるところです。ただ、昨年に比べたらかなりの減少になっておるところです。 大きいのがやっぱり純売上高の上から2つ目ですね。レストラン売上げということで、レストランや弁当、これの減少がかなり減少の大きな要因となっております。

	賞与が減少にはなっておるところですが、基本的にそこは株式会社みなみの里の運営面に関してのことです。こちらについては、この面についてどうなるかというのは、ちょっと私も分かりません。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	だから、1,376万円以上も純利益があつて、賞与を下げる必要があつたのかということなんです。
議 長	副町長
副 町 長	みなみの里の取締役をいたしておりますので、私のほうからお答えいたします。 この件につきましては、コロナがまずはこのような事態になりまして、レストラン、それから弁当工房がみるみる減少いたしておりました。そういうことで、夏の賞与はかなり減額で一応支給いたしております。 それで、冬のボーナスはある程度決算見込みを出しまして、一応、昨年並みまで行きませんでした、若干減った形で支給いたしております。 そして年度末、3月の見込みを一応出したわけなんです、2月の時点ではなかなか利益のほうで確定できなかったというふうなことで、本来ならば2月の時点で、町のほうにも寄附金等を大体毎年この時点で考えておったわけですが、そういう見込みもできないというふうな形で、決算賞与は僅か出しましたけれども、結果的にはこのような形で、一昨年と比較するとかなり減額した形での賞与になったという決算でございます。 以上です。
議 長	よろしいですか。 河内議員
河内議員	コロナ禍で売上げが落ちて1,300万円以上の純利益があると。今年度については、賞与のカットとかは考えない方向で行っていただけるんですか。
議 長	中野副町長
副 町 長	今年度は、まだまだどのような形で決算が見込めるか分かりません。本当に公務員のように何か月というふうに決定できればいいんですけど、要は、売上げに対する、利益に対する民間のつらさ、もしも赤字の場合には賞与も出ないというようなことがあり得るわけでございますので、今後、職員一丸となって、また、出荷者の方も本当に一生懸命出荷していただいております。そういう形で、今のところはかなりコロナ禍の中での売上げについても、いい数字が出るのではなかろうかと、現時点では思っております。 そういうことによって、賞与のほうも、常にリアルに売上げとの関係を計算しながら、賞与は支給していくというシステムになっておりますので、ご理解願いたいと思います。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第6号「令和2年度筑前町財政健全化判断比率について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の4ページをお願いします。

	報告第6号「令和2年度筑前町財政健全化判断比率について」 令和2年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 5ページをお願いします。 健全化判断比率報告書でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字ではないことから、比率はございません。 実質公債費比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率でございます。11.1%で、前回より1ポイント改善しております。この比率は3年間の平均で算出されます。今回改善した要因は、3年間で税収等の標準財政規模が増加したことによるものです。 将来負担比率につきましては71.5%となり、前年度より7.6ポイント改善しております。将来負担比率は、地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。地方債現在高が確実に減少していることにより改善したものであります。 6ページは、監査委員の審査意見書となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 報告第7号「令和2年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の7ページをお願いします。 報告第7号「令和2年度筑前町公営企業の資金不足比率について」 令和2年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 8ページをお願いします。 資金不足比率報告書でございます。3つの公営企業いずれも資金不足はなかったことを報告します。 9ページは、監査委員の審査意見書となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第8号「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年

	度筑前町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の10ページをお願いします。 承認第8号「専決処分を報告し承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりでございますので省略いたします。 11ページです。 令和3年専決第8号 専決処分書「令和3年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について」 地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和3年8月20日、専決処分したものです。 別冊の令和3年度一般会計補正予算（第5号）をお願いします。 1ページです。 令和3年度筑前町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億1,893万8,000円とするものです。 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。 4ページの「第2表地方債補正」をお願いします。 変更の災害復旧事業債は、限度額を6,372万5,000円に増額するものです。 それでは、事項別明細書で歳出のほうから説明いたします。 8ページをお願いします。 今回の補正は、8月の大雨災害の応急工事に係る予算となります。 10款1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費3,150万円の増額です。 測量調査委託料1,000万円、応急工事費2,150万円。 2目現年発生林道災害復旧費3,180万円の増額です。測量調査委託料1,000万円、応急工事費2,180万円。 10款2項1目現年発生道路橋梁災害復旧費1,000万円の増額は、測量調査委託料です。 2目現年発生河川災害復旧費2,050万円の増額です。測量調査委託料2,000万円、応急工事費50万円です。 次に、歳入です。 7ページをお願いします。 20款2項1目1節財政調整基金繰入金6,287万5,000円の増額です。 23款1項10目災害復旧債3,092万5,000円の増額です。 1節公共土木施設災害復旧費200万円は、歳出の応急工事費に対する借入で、起債充当率100%です。 2節農林水産施設災害復旧費2,892万5,000円は、歳出の応急工事費に対する借入で、起債充当額65%です。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。

	河内議員
河内議員	別冊 8 ページ、それぞれ測量調査委託料があるんですが、一番下の現年発生河川災害復旧費の測量調査委託料が、ほかの委託料に比べて倍になっていますが、これはどうしてでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 今回、災害復旧につきましては、河川がかなり大幅に被災をしております。箇所も 1 河川数か所、かなり被災しております。数も一つの河川でいきますと、1 河川で一つの災害ですけども、被災箇所についてはかなり箇所数がございましたので、その数を含めて精査したところ、この金額になったというところでございます。 以上です。
議 長	ほかにございませんか。 河内議員
河内議員	農業災害において受益者負担金が発生するんですけれども、農作物の不作と災害補修負担金で農家の方は本当に大変だと思うんですが、その負担軽減の考えがおりなのかどうか、お尋ねをします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 補助率につきましては、昨年と一昨年については大雨特別警報の発令もございまして、激甚災ということになっております。その関係で、率も大幅にかさ上げになっておりましたが、今回については、まだ正式には激甚災の指定については決まっております。 9 月 1 日の西日本新聞によりますと、その検討に入ったというふうな報道もありますけれども、今の段階ではそういった正確な情報も入っていないので、一つは激甚災の指定になるかどうかということが大幅な目安になるかと思います。したがって、今の段階では軽減するというふうなことは明言できませんけれども、そういったところも参考にしながら今後決めていきたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから承認第 8 号「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和 3 年度 筑前町一般会計補正予算（第 5 号）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第 8 号は、承認することに決定いたしました。
日程第 8 ～ 日程第 1 4	
議 長	会議規則第 3 5 条の規定により、日程第 8 から日程第 1 4 までを一括議題とします。

	お諮りします。 一括議題とした日程第8 議案第25号から日程第14 議案第31号までは議案の説明のみ行いたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の12ページをお願いします。 議案第25号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 取得する財産の表示 庁舎等に設置する顔認証サーマルカメラ48台 取 得 価 格 864万6,000円 契 約 の 相 手 方 福岡県筑紫野市紫2-2-10 株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原 日出男 納 入 場 所 筑前町本庁舎他 納 期 限 令和3年10月15日(金) 庁舎等に設置する顔認証サーマルカメラ48台につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、公共施設の空間安全安心確保を図るために、非接触型体表面温度検温装置の顔認証サーマルカメラを本庁他公共施設、学校、学童等に整備するものです。 財産の取得にあたっては、指名競争入札を行っております。 13ページをお願いします。 入札の結果につきましては、2回の入札で落札者が決定しなかったため、直ちに随意契約を行い、株式会社オフィスステーションカジワラが2回目の見積りで落札し、落札率は99.97%でございます。 続きまして、議案書の14ページをお願いします。 議案第26号「財産の取得について」 次のとおり、財産を取得するため議会の議決を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 取得する財産の表示 校務用ノートパソコン63台 取 得 価 格 734万8,000円 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市博多区千代2-1-15 株式会社学映システム福岡営業所 所長 松尾 雄一郎 納 入 場 所 筑前町内各小中学校 納 期 限 令和3年11月30日(火) 校務用ノートパソコン63台につきましては、平成26年度に導入しました教職員の校務用として使用するパソコンのほうが既に7年を経過しているため、数年かけて入替えを行うものです。 財産の取得にあたっては、指名競争入札を行っております。 15ページをお願いします。

	入札結果につきましては、株式会社学映システム福岡営業所が第1回目の入札で落札し、落札率は54.59%でございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	議案書16ページ。 議案第27号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 別紙、条例改正案を提出するものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由については、町長の説明のとおりでございます。 続きまして19ページ。 議案第28号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 別紙、条例改正案を提出するものでございます。 本日付、町長名でございます。 こちらにつきましては、特別小規模保育事業を行う事業所を加える改正で、国において改正がなされており、これに基づいて町の条例においても関連している部分の改正を行うものとなっております。 以上です。
議 長	こども課長、27号の説明がないですよ。
こども課長	すいません、失礼します。 27号の説明といたしましても、同じように特別小規模保育事業を行う事業を加える改正で、国におかれまして改正がなされており、これに基づいて町の条例について関連している部分の改正を行うものでございます。 以上です。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の22ページをお願いします。 議案第29号「令和3年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について」 令和3年度筑前町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和3年度一般会計補正予算（6号）をお願いします。 1ページです。 令和3年度筑前町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,997万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,891万5,000円とするものです。 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。 6ページをお願いします。 第2表 地方債補正につきましては、公営住宅建設事業債2,460万円を追加し、臨時財政対策債は限度額を4億1,639万9,000円に増額するものです。 それでは、事項別明細書で歳出のほうから説明します。 12ページをお願いします。 2款1項1目一般管理費121万1,000円の増額です。会計年度任用職員の雇用保険料です。 6目財政調整基金費6,482万円及び8目森林環境譲与税基金費6万円の増は、

	基金元金積立金を増額するものです。 19目企画費1,104万8,000円の減額は、大藤まつりの中止及びど〜んとかがし祭りに代わるイベントを地域の元気を発信する事業で実施することによるものです。 23目コミュニティ推進費98万5,000円の減額です。 1節報酬1万5,000円は、みんなで創る郷づくり事業審査会委員日額報酬の増額。 18節負担金補助及び交付金100万円の減は、事業申請取下げによる減額です。 38目新型コロナウイルス地方創生費2,160万1,000円の増額です。 10節需用費94万8,000円は、防災備蓄品エアマット購入費です。 17節備品購入費687万5,000円は、ごみ減量化対策事業として、生ごみ処理機モニタリングのための備品購入費です。 18節負担金補助及び交付金の地域の元気を発信する事業補助金600万円は、ど〜んとかがし祭りに代わるイベントを開催するための実行委員会への補助金です。新型コロナウイルス感染症防止協力飲食店等支援金415万円は、本町が8月2日にまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、酒類販売を主業とした町内の事業者及び県の協力金の給付決定を受けた飲食店等に支援金を交付するものです。農業経営収入保険料補助金362万8,000円は、令和3年度の農業経営収入保険加入者に保険料の3分の1相当額を補助するものです。 2款3項1目戸籍住民基本台帳費382万3,000円は、会計年度任用職員の産休代替のための人材派遣委託料です。 2款5項13目経済センサス調査費9万1,000円は、職員の時間外勤務手当7万円、消耗品費2万1,000円の増額によるものです。 13ページです。 3款1項1目社会福祉総務費国保特別会計繰出金600万円及び5目老人福祉費後期高齢者医療特別会計繰出金30万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免分の一部を繰り出すものです。 3款2項1目児童福祉総務費124万1,000円の増額は、過年度放課後健全育成事業費補助金返還金によるものです。 2目児童措置費2,195万8,000円の増額です。 18節負担金補助及び交付金1,482万2,000円は、延長保育一時預かりを実施する民間4保育所に対する補助金222万2,000円、来年4月開園予定の新設保育所への追加補助金1,000万円、民間6保育所へのコロナ補助金260万円を交付するものです。 22節償還金利子及び割引料713万6,000円は、過年度補助金返還金です。 4款1項1目保健衛生総務費3,220万5,000円は、職員及び会計年度任用職員の人件費の増によるものです。 2目母子衛生費141万2,000円の増額です。 7節報償費127万9,000円は、新型コロナ予防対策として集団健診から個別健診へ切替えたことに伴い、相談体制を強化するものです。 10節需用費4万6,000円は、公用車修繕料。 22節償還金利子及び割引料8万7,000円は過年度補助金返還金です。 3目予防費186万5,000円及び4目健康推進費8万9,000円は、いずれも過年度補助金返還金です。 5款1項3目農業振興費1億3,470万2,000円の増額です。 18節水田農業担い手機械導入支援事業補助金810万9,000円は、県の追
--	---

	加要望により増額するものです。県3分の1、町6分の1の実質2分の1の補助事業です。2経営体が実施予定です。水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1億2,659万3,000円は、麦、大豆の生産力の強化を図るため、先進的な農業技術の導入及び機械施設整備等に対して補助するものです。水田農業推進協議会ほか17経営体が実施する予定です。 7款4項1目都市計画総務費40万円は、木造戸建て住宅耐震改修工事補助金を増額するものです。 2目公園費113万3,000円は、会計年度任用職員の人件費です。 7款5項1目住宅管理費4,662万2,000円の増額は、井手団地、新太刀洗団地改修及びその他団地補修工事によるものです。 15ページです。 8款1項2目非常備消防費267万8,000円は、消防用デジタル無線機の購入費です。 9款1項教育総務費2目事務局費32万1,000円は、会計年度任用職員の社会保険料です。 3目私立学校振興費804万3,000円は、子育てのための施設等利用給付交付金の過年度返還金です。 9款5項三輪小学校費47万2,000円は、今後実施予定の北側校舎外壁・屋上防水改修工事の設計業務委託料です。 9款6項夜須中学校費96万3,000円は、会計年度任用職員の人件費です。 続きまして、歳入の説明をします。 9ページをお願いします。 2款3項1目森林環境譲与税6万円の増額は、本年度の額決定によるものです。 11款1項1目地方特例交付金69万7,000円の減額は、本年度額決定によるものです。 12款1項1目地方交付税1億4,470万9,000円の増額は、普通交付税額決定によるものです。 16款1項3目民生費国庫負担金121万3,000円は、私立保育所運営費負担金事務に対する過年度国庫負担金です。 4目衛生費国庫負担金146万6,000円は、健康管理システム運用事業に対する補助金です。 16款2項2目総務費国庫補助金2,333万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。 3目民生費国庫補助金74万円は、特別保育事業補助金事務に対する交付金です。 7目土木費国庫補助金2,036万6,000円は、町営住宅維持管理業務及び耐震改修促進事業に対する交付金です。 17款1項3目民生費県負担金72万9,000円は、私立保育所運営費負担金事務に対する過年度県負担金です。 10ページです。 17款2項3目民生費県補助金1,433万2,000円の増額です。子ども・子育て支援交付金74万円は、特別保育事業補助金事務に対する県交付金です。子ども・子育て支援事業費補助金229万2,000円は、児童福祉総務費に財源充当するものです。保育環境改善等事業補助金130万円、待機児童対策総合推進事業費補助金1,000万円は、私立保育所運営費負担金事務に対する県補助金です。 4目衛生費県補助金30万円は、定期予防接種事業に対する補助金です。 5目農林水産業費県補助金1億3,199万9,000円の増額です。水田農業担
--	--

	い手機械導入支援事業補助金540万6,000円は、農業機械の導入事業に対する補助金です。水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1億2,659万3,000円は、先進的な営農技術及び機械・施設整備への整備の導入への補助金です。 7目土木費県補助金10万円は、耐震改修促進事業に対する県補助金です。 17款3項2目総務費県委託金9万1,000円は、経済センサス活動調査に対する委託金です。 20款2項1目基金繰入金は、財政調整による財政調整基金繰入金1億2,902万4,000円の減額。ど〜んとかがし祭りの財源組替えによるふるさと応援基金繰入金93万5,000円の減額をするものです。 21款1項1目繰越金8,824万4,000円は、前年度繰越金の確定によるものです。 23款1項2目総務債の臨時財政対策債1,834万5,000円は、本年度の額確定によるものです。 3目土木債の公共住宅建設事業債2,460万円は、井出団地、新太刀洗団地改修及びその他団地補修工事に対するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	議案書23ページをお願いいたします。 議案第30号「令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」 令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 1ページです。 令和3年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,291万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,566万8,000円とするものです。 事項別明細書でご説明申し上げます。 7ページをお願いいたします。 まず、歳出からです。 2款1項1目一般被保険者療養給付費2億9,000万円、2款2項1目一般被保険者高額療養費6,000万円の増額補正につきましては、今年度に入り、入院費の増などで実績ベースでの決算見込みにより当初予算を上回る医療費等となる見込みが立ちましたので、予算不足が見込まれることから、増額補正するものでございます。 2款6項1目傷病手当金33万7,000円の増額補正は、今年度に入り3件の申請がございました。この3件につきましては予備費で対応いたしましたけども、現在は12月末までの措置期間となっていることもございますので、今後の申請に備えて増額補正するものでございます。 3款国民健康保険事業費納付金は、減免額に対する特別調整交付金措置による財源組替えです。 7款基金積立金、国民健康保険事業運営基金積立金5,463万2,000円の増

	額補正につきましては、令和2年度決算剰余金1億3,257万8,000円の中から元金積立てし、今後の円滑な国保運営に備えるものです。 8ページをお願いいたします。 9款1項6目保険給付費等交付金償還金5,794万6,000円は、2年度の医療費等支出額より普通交付金为上回りましたので精算され、決算剰余金から返還するための増額補正でございます。 6ページの歳入をお願いいたします。 1款国民健康保険税、1,000万の減額補正です。これは新型コロナの影響で収入が減少した被保険者等の国保税減免想定額を減額補正するもので、この減免額相当分につきましては、地方創生臨時交付金600万円と特別調整交付金400万円で財源補填を行う予定でございます。 6款県支出金、普通交付金3億5,000万の増額補正は、歳出で説明しました保険給付費等の補正に対する普通交付金の増額計上です。特別調整交付金433万7,000円は、国保税減免額の10分の4相当額の交付金措置額400万円と、歳出でご説明しました傷病手当金の全額交付金措置額33万7,000円の増額補正です。 10款繰入金、一般会計繰入金600万円の増額補正です。これは先ほど国保税の減額補正で触れましたけども、新型コロナの影響で収入が減少した被保険者等の国保税減免想定額の一部を地方創生臨時交付金事業で財源補填するもので、一般会計からの繰入れ対応措置するものです。 11款繰越金1億1,257万8,000円は、2年度決算剰余金1億3,257万8,000円の繰越金計上です。 以上で今議会において補正予算をお願いします国保特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書24ページをお願いいたします。 議案第31号「令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」 令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 1ページです。 令和3年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,804万4,000円とするものです。 事項別明細書の6ページと7ページをお願いいたします。 6ページ、歳入の5款一般会計繰入金30万円は、国保補正予算でもご説明いたしましたけども、後期高齢者医療も同様に減免制度があり、広域連合で手続を行っております。国保と同じく10分の4程度相当額のみが交付金で補填される見込みですので、残りの10分の6相当額は減免申請された市町村に求めるということから、国保と同じく、この財源補填に地方創生臨時交付金を活用し、一般会計からの繰入れ措置で対応するものです。 2年度実績ベースから約50万円を減免想定額としまして、10分の6想定額の
--	--

	30万円を一般会計繰入金で計上し、同額を、7ページ、歳出2款広域連合納付金の保険料負担金30万円を増額補正計上するものです。 次に、歳入6款繰越金81万2,000円は、2年度決算剰余金を繰越し措置し、補正後予算額を201万2,000円とし、同額の81万2,000円を、7ページ、歳出4款予備費に増額補正するものです。 以上で、今議会において補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第15～ 日程第21	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第15から日程第21まで一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第15 認定第1号から日程第21 認定第7号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議、審査したいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。 ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 6番 深野良二議員
深野議員	決算審査特別委員会委員長に副議長の横山善美議員を、そして、副委員長に総務建設常任委員長であります木村博文議員を推薦します。
議 長	ただいま、6番 深野良二議員から発言がありましたように、委員長に横山善美副議長、副委員長に木村博文総務建設常任委員長ということでございます。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 それでは、横山善美副議長、決算審査特別委員会委員長の就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。 横山議員
横山議員	ただいま、決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 議員各位もご承知のとおり、昨今の新型コロナ対策・支援を含め、町の財政は非常に厳しくなっております。 それだけに、決算審査にあたる議員各位も大変なご苦労があらうかと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか、議会における予算審議の趣旨が十分生かされたか、また、予算の執行は適切な時期に、しかも、住民本位にされたかどうか、着眼すべき点は多々あらうかと存じます。 委員会の審査期間には制約もありますので、最少の日数で最大の効果を上げることを念頭に置いて審査されるよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。委員長就任のご挨拶といたします。
議 長	決算審査特別委員会委員長の就任の挨拶が終わりました。

日程第 2 2	
議 長	日程第 2 2 請願第 2 号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」 お手元にお配りしました、「請願文書表」のとおり所管の常任委員長に付託しましたので報告をいたします。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。 お疲れさまでした。 (1 1 : 1 3)